明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務一五）　二
○健康保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三六）　五
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一七）　六
○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一七）　六

〔告　示〕

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務八二）　七
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十二年度の財政の早期健全化等が完了した団体の報告の概要を公表する件（同八三）　八
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく平成二十二年度の財政健全化計画等の実施状況報告の概要を公表する件（同八四）　三七
○大鰐町財政健全化計画の変更の概要を公表する件（同八五）　四
○放送法第百四十条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同令第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者がその指定の効力を失った件（同八六）　四
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（同八七）　四
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同八八）　四
○別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件（同八九）　四
○一四二・九三MHzを超え一四二・九六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備が自動的に送信又は受信する識別符号を管理する者を定める件を廃止する件（同九〇）　四
○四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件（同九一）　四
○五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同九二）　四
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同九三）　四
○インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同九四）　四
○無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用することが不合理な無線設備を定める件の一部を改正する件（同九五）　四
○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同九六）　四
○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（同九七）　四
○周波数割当計画の一部を変更する件（同九八）　四
○厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の一部を改正する件（厚生労働一五六）　四
○保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部を改正する件（同一五七）　四
○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件（同一五八）　四
○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（同一五九）　四
○訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（同一六〇）　四
○厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件（同一六一）　四
○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（同一六二）　四
○厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件（同一六三）　四
○健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（同一六四）　四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱを定める件（同一六五）　四
○沖合底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（農林水産八〇一）　九
○以西底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同八〇二）　一四
○遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（同八〇三）

（以下次のページへ続く）